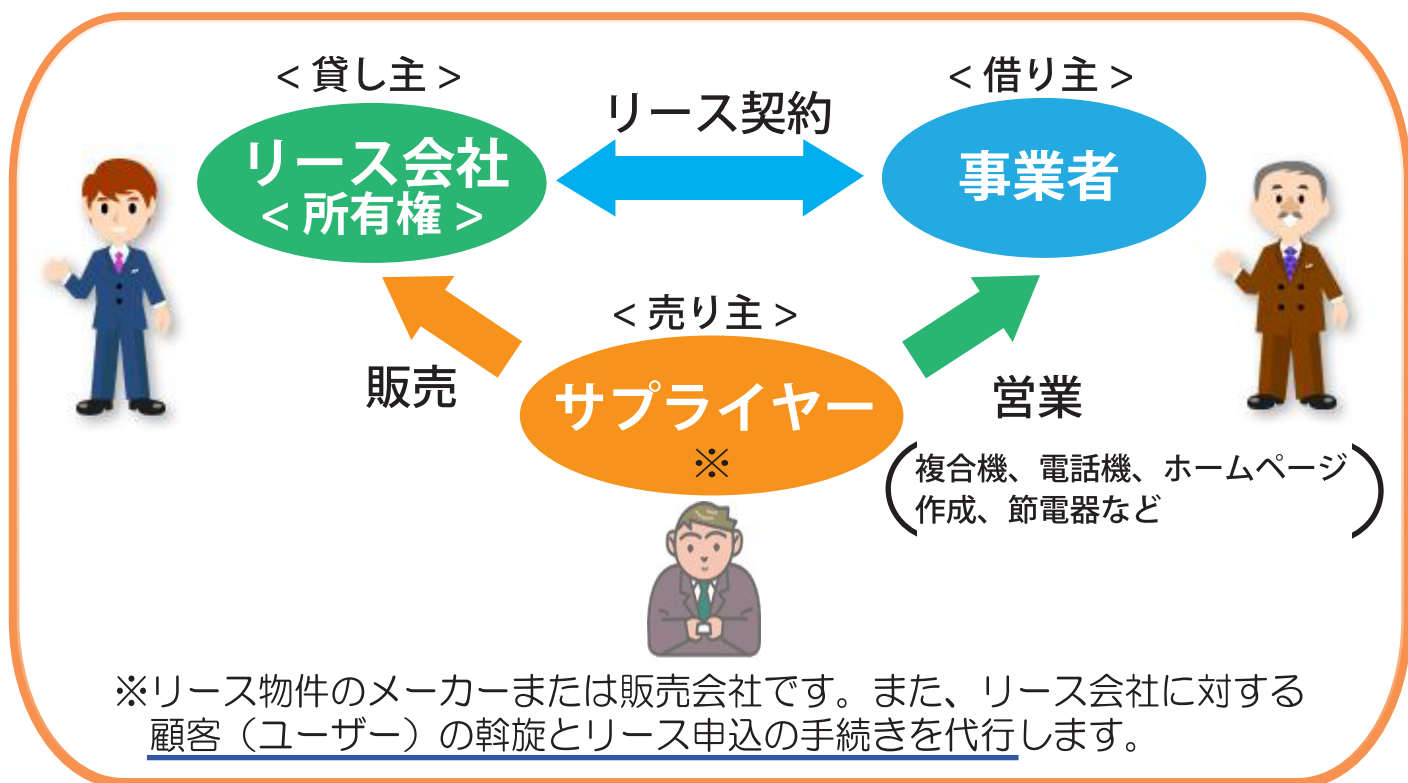


中小企業の皆さんへ



# ホームページソフトなどの リース契約はしっかり考えてから！

悪質な事業者とのトラブルにならないよう注意しましょう。



## 【リース契約のポイント】

中小企業は「事業者」として問われます。事業者間（個人事業者を含む）の取引には、クーリングオフ制度（特定商取引に関する法律）が適用されません。また、リース契約後の中途解除もできません。

リース物件の所有権は、リース期間が終了してもリース会社にあります。

リース契約をなさる場合、複数の業者から見積書を取るなどリース契約の内容、月額及び総額のリース料、リース期間などを、しっかりチェックしてから契約をしましょう！



# 悪質なセールストークには注意しましょう！

この複合機をリース契約するとメンテナンスが無料となりトータルで安くなります。

使用中の電話機は回線の変更で使えなくなります。電話機を交換すると経費削減になります。

ホームページを作りませんか。売上げがアップします。作成後の更新もやります。

節電器（又は小型変圧器）をつけると電気代が安くなります。

今のリースはこちらで解約しておきます。

説明にはなかったサービス料金がかかるなど、リース料金が高額になることもありますので、見積書をしっかりチェックして下さい。

IP電話等のサービスによって電話代が安くなることもありますが、リース料を含めた上で、全体が安くなるか等について慎重な検討が必要です。

売上げが増えないケースがあります。更新を依頼しても、そのような契約はしていないと返答する業者もいます。書面での契約内容を確認することが必要です。

節電効果がなかったり、電気製品が故障する場合があります。また電力会社との「電力供給約款」に違反し、トラブルになる場合があります。

契約の当事者でない者が勝手に解約はできません。その結果、多重のリース契約を結ぶことになる例が多く見られます。

## お問い合わせ、ご相談先は、

- 社団法人リース事業協会 <http://www.leasing.or.jp/>  
「リース相談窓口」相談専用ダイヤル TEL.03-3595-2801  
(受付時間: 平日 10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00)
- 経済産業省商務情報政策局  
商務流通グループ 消費経済企画室 TEL.03-3501-1905
- 経済産業省中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667  
<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei002.htm> (相談事例)
- 中小企業電話相談ナビダイヤル  
※お近くの地方経済産業局中小企業課につながります TEL.0570-064-350  
(受付時間平日 9:00 ~ 17:30)
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (中小機構)  
がんばる中小企業 経営相談ホットライン TEL.0570-009-111  
(受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

モバイル  
中小企業庁



最新の中小企業施策を携帯で気軽に入手できます。

<http://chusho.mjmk.jp/>